○内閣府・財務省令第四号

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行に伴い、及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第四項の規定に基づき、預金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

預金保険法施行規則の一部を改正する命令

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（預金等情報） **第二十一条**　法第五十五条の二第二項（法第六十九条の二第一項の規定により特定決済債務（同項に規定する特定決済債務をいう。以下この項において同じ。）に係る債権を支払対象決済用預金（法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決済用預金をいう。）に係る債権とみなして適用する場合を含む。）に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる法第五十五条の二第四項（法第六十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するデータベースの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 ［一～八　略］ ２　［略］ （預金等情報の提出方法） **第二十二条**　法第五十五条の二第二項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、同条第三項の規定により、機構が示す様式に従つて前条第一項各号（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に定める事項を記録したデータベースを機構が指定する磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもつて調製し、又は当該データベースを電子情報処理組織を使用して、機構に提出しなければならない。	（預金等情報） **第二十一条**　法第五十五条の二第二項（法第六十九条の二第一項の規定により特定決済債務（同項に規定する特定決済債務をいう。以下この条において同じ。）に係る債権を支払対象決済用預金に係る債権とみなして適用する場合を含む。）に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる法第五十五条の二第四項（法第六十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するデータベースの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 ［一～八　同上］ ２　［同上］ （預金等情報の提出方法） **第二十二条**　法第五十五条の二第二項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、機構が示す様式に従つて前条第一項各号（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める事項を記録したデータベースを機構が指定する磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製し、又は当該データベースを電子情報処理組織を使用して提出しなければならない。

２　法第五十五条の二第二項の規定により資料の提出を求められた金融機関（法第三十七条第一項第一号に規定する委託金融機関をいう。）とする電子決済等取扱業者等（法第三十五条第一項に規定する電子決済等取扱業者等をいう。）は、法第五十五条の二第四項の規定により、当該金融機関が示す様式に従つて前条第一項各号に定める事項を記録したデータベースを当該金融機関が指定する磁気テープをもつて調製し、又は当該データベースを電子情報処理組織を使用して、当該金融機関に提出しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

○内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、令第一号
環境省

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行に伴い、及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　直樹
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用した提供） **第三十条**　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十	（情報通信の技術を利用した提供） **第三十条**　［同上］